平成30年度第1回

越谷市廃棄物減量等推進審議会

会議録

平成30年度第1回越谷市廃棄物減量等推進審議会

- 1. 会 議 名:平成30年度第1回越谷市廃棄物減量等推進審議会
- 2. 開催日時:平成30年9月25日(火) 午後2時00分~午後3時20分
- 3. 開催場所:越谷市中央市民会館 4階 第14~16会議室
- 4. 出席者等
 - (1)出席委員:伊藤謙三委員、加藤比佐代委員、高橋信子委員、 岩本せい子委員、堀井捷一郎委員、中村千代子委員、 小松登志子委員、益田勉委員、秋元智子委員、 鬼沢良子委員、久保直紀委員、中村好伸委員
 - (2) 傍 聴 者:1名
 - (3) 事務局:鈴木環境経済部長、會田リサイクルプラザ所長、 飯田リサイクルプラザ副所長、長門主幹、小林主幹、和田主任
- 5. 内 容
 - (1)報告
 - 1) 平成29年度越谷市一般廃棄物処理状況について
 - 2) 一般廃棄物処理手数料について
 - (2) その他
- 6. 会議資料
 - ◎次第
 - ◎ (1) 平成29年度越谷市一般廃棄物処理状況について
 - ◎ (2) 一般廃棄物処理手数料について
 - ◎ごみ排出量
 - ◎資源化量・リサイクル率
 - ◎越谷市一般廃棄物統計資料 (平成28年度実績)
 - ◎一般廃棄物処理基本計画(平成24年度 改訂版)
 - ※ペーパーレス会議の推進を図るため、タブレット端末を使用して説明

○司会 本日は、お忙しい中、越谷市廃棄物減量等推進審議会にご出席を賜りまして、 まことにありがとうございます。

> 私は、本日の司会を担当させていただきます環境経済部リサイクルプラザ副 所長の飯田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、審議会開会に先立ちまして事務局よりご報告申し上げます。

本日の会議は、委員15名のうち、12名の皆様のご出席がございますので、越 谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、 会議は成立しております。なお、河上委員、川嵜委員、栗田委員におかれまし ては、都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたしま す。

それでは、審議会開会に当たり、小松会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

小松会長、よろしくお願いいたします。

○会長 《会長挨拶》

○司会ありがとうございました。

次に、本日の会議資料についてご説明させていただきたいと存じます。

今回の審議会から、前回、小松会長よりご提案いただきましたとおり、ペーパーレス、タブレット端末に資料を映して行ってまいりたいと存じます。なお、タブレット端末につきましては、私ども職員が親機で資料を随時映しますので、皆様に操作いただく必要はございません。小さなスクリーンが机にあるという形でご覧いただければと存じます。

また、あと以前お配りした統計資料のファイル、また越谷市の一般廃棄物処理基本計画という冊子、こちらのほうを本日お持ちいただければということで通知文のほうにご案内を差し上げているんですけれども、皆さん、資料のほうはお持ちいただいていますでしょうか。もしお忘れの方がいらっしゃいましたら、事務局のほうからお貸ししたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

それでは、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、これよりの会議の進行を小松会長、お願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、ただいまから平成30年度第1回越谷市廃棄物減量等推進審議会を 始めます。

> まず、最初に傍聴の確認をいたしたいんですが、本日、傍聴の申し込みはご ざいますか。

- ○事務局 はい。1名の申し込みをいただいております。
- ○議長 それでは、皆様にお諮りいたしますが、当審議会は会議の公開を原則として おりますので、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○議長 それでは、傍聴を許可しますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○議長
それでは、議事を進行いたします。

報告1の平成29年度越谷市一般廃棄物処理状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 私、越谷市リサイクルプラザの和田と申します。よろしくお願いいたします。 皆様のお手元のタブレット端末の画面は、発表形式のこういった形になって いますでしょうか。

> それでは、平成29年度越谷市一般廃棄物処理状況について、前回の審議会に おいて、次回報告させていただくとした内容とあわせて、ご説明させていただ きます。

まず、平成29年度のごみ排出量からご報告いたします。

こちらは、直近5年間の越谷市全体のごみ排出量の推移と人口推移を示した ものです。

平成29年度のごみ排出量は、10万4,797トンとなりました。前年に比べ406トンの減少となり、順調にごみの減量はできております。内訳でございますが、集団資源回収量は6,986トン、事業系ごみが2万5,319トン、家庭系ごみが7万2,492トンでございました。

なお、人口推移ですが、レイクタウン地区での人口増加により、市全体としても増加傾向であります。人口が増加している中でも、ごみの排出量は順調に減少しております。

こちらは、1人1日当たりのごみ排出量になります。

平成29年度は788グラムとなります。内訳としましては、家庭系が584グラム、 事業系が204グラムとなりました。一般廃棄物処理基本計画では、1人1日当 たりごみ排出量を800グラムに削減することを目標としていましたが、平成28 年度目標を達成し、平成29年度も順調にごみは減量しております。

続きまして、平成29年度リサイクル率を報告します。

向となっております。

こちらは、再生利用量の内訳及びリサイクル率を示したものです。

平成29年度のリサイクル率は15.5%となりました。グラフを見ていただいてもわかるように、平成23年をピークに年々リサイクル率は減少しております。また、再生利用量のうち、最も多いのは紙類であり、約6割を占めております。この紙類の減少傾向が著しく、リサイクル率の減少に大きく影響しております。こちらは、近隣他市と本市の紙類再生利用量の状況を示したグラフとなります。この紙類の再生利用量ですが、本市だけでなく、他市も同様に年々減少傾

こちらは、国内の古紙回収量となります。全国的に見ても、古紙回収量は年々減少傾向にあります。原因として、タブレット端末や電子書籍などの普及により、ペーパーレス化の傾向が考えられます。このように、本市の再生利用量の約6割を占めている古紙類が全国的にも減少傾向であり、リサイクル率も減少傾向となっております。

こちらは、平成24年度から平成28年度の他市と本市のリサイクル率の比較のグラフとなります。さいたま市と所沢市は微増傾向であり、川越市と川口市は微減傾向にあります。

こちらは、さいたま市、所沢市の再生利用量の内訳の推移でございます。さいたま市のリサイクル率が上がっている原因としまして、溶融スラグが平成26年から増加しております。また、所沢市も、さいたま市同様に、平成26年からの溶融スラグの増加がリサイクル率の上昇の原因として考えられます。

こちらは、川越市、川口市及び本市の再生利用量の内訳の推移でございますが、本市と同様、紙類の減少が、リサイクル率が下がっている原因と考えられます。

こちらは、他市と本市のリサイクル率を比べたときに大きく影響を及ぼす再生利用量の項目となります。大きく影響を及ぼす項目は、プラスチック類、溶融スラグ、焼却灰となります。人口規模がほぼ同じ川越市、川口市、所沢市と比較しても、約1万トンの差があります。

このことから、他市に比べて本市のリサイクル率が低い要因は、焼却灰及び 溶融スラグなどを、土木資材の利用やセメント原料化などのマテリアルリサイ クルを一部しか行っていないためであります。また、容器包装プラスチックの 資源化施設を有していないため、プラスチック類のリサイクルをしていないた めに、リサイクル率が低い要因となります。

では、仮にプラスチック類、溶融スラグ、焼却灰を除いた仮定のリサイクル率を算出すると、グラフのようになります。仮定のリサイクル率にしますと、他市と本市のリサイクル率は大差なくなります。本市も、他市と同様にプラスチック類、溶融スラグ、焼却灰のリサイクルができれば、リサイクル率が上がりますが、そのためには新たな設備も必要となり、コストもかかります。

では、どれだけコストが違ってくるかといいますと、次をご覧ください。

こちらは、一般廃棄物処理事業実態調査における建設改良費を除いたごみ事業経費の比較となります。

こちらのグラフ及び表を見ていただきますと、本市は、1人当たりの経費が 最も低く、近隣他市に比べ、低コストでごみ処理ができています。

こちらは、ごみ処理量当たりの発電電力量となります。この表を見ていただくとわかるように、東埼玉資源環境組合第一工場は、全国でも有数のごみ処理発電施設であります。また、平成28年度のトップ10には第一工場は入っておりませんが、発電電力量は550キロワットとなります。このように、電力供給には大きな貢献をしていますが、サーマルリサイクルには反映されておりません。次に、家庭系ごみ及び事業系ごみの組成分析結果を説明いたします。

こちらは、平成29年度家庭系ごみの組成分析結果となります。家庭系ごみでは、搬入されるごみのうち、約5割がプラスチック類であります。次いで、厨芥類、紙類と続きます。このプラスチック類と厨芥類、紙類で家庭系ごみの約7割強を占めております。ごみ組成調査の結果を踏まえ、引き続き雑紙などの古紙分別の徹底方法や自治会回覧などで紙類のリサイクルの周知を行ってまいります。

こちらは、事業系ごみの組成調査となります。

事業系では、紙類、プラスチック類、厨芥類の3種類で9割強を占めております。今後の取り組みとしましては、事業系ごみ減量の一環として、事業所から発生する紙ごみは、古紙の回収業者などを紹介し、リサイクルの協力をお願いして、少しでも燃やすごみを減らしていくよう、周知・啓発をしてまいります。

次に、前回審議会時に、本市の食品ロス量について質問がありましたので、

報告いたします。

廃棄物行政を所管する埼玉県内の市町村及び一部事務組合並びに埼玉県で組織する埼玉県清掃行政研究協議会という団体がございまして、ことし3月、家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査を行いました。その結果は次のスライドをご覧ください。

こちらは、家庭ごみ中の1人1日当たりの食品ロス排出量となります。本市は64.5グラムとなっており、埼玉県全体の平均値や川越市に比べても、食品ロス排出量は少ない結果となっております。

次に、こちらは食品ロス排出量の詳細となります。

調査方法としましては、越谷市と川越市で、集積所に出された可燃ごみのサンプル調査を行い、その比率から食品ロス量を推計しております。本市の食品ロス量ですが、7,975トンとなります。また、食品ロスの内訳ですが、食べ残しが2,678トン、消費期限・賞味期限切れなどの理由で手つかずのまま捨てられる直接廃棄が5,298トンと推定されております。

次に、こちらは食品廃棄物の組成となります。

この表を見ていただくと、川越市、越谷市ともに田畑地区の直接廃棄量が 多くを占めております。また、調理くずの排出割合は、戸建て、集合住宅で 田畑地区よりも高い結果となっております。

こちらは、平成29年度の越谷市市政世論調査の設問の一つです。

「あなたが、ごみの減量及びリサイクルのために具体的にしていることは何ですか」という項目で世論調査を行った結果はといいますと、「古紙類や空き缶などを資源回収に出している」が約74%、「マイバッグを使用し、レジ袋をもらわないようにする」「詰めかえ製品を利用する」がともに約54%と、半数以上の市民がごみ減量及びリサイクルの行動を起こしています。しかし、食品ロスの分野に目を向けると、「食材を使い切るように調理し、食べ物を残さないようにする」という項目は約45%と5割を切っております。

以上のことから、今後は食品ロス排出量状況調査及び市政世論調査の結果を踏まえ、このような施策を実施していきたいと考えております。

まず、食品ロス排出量調査では、調理くずが大部分を占めていましたので、 エコ・クッキング教室の開催などを通して、食材の使い切りなどの啓発に努 めていきたいと思います。また、市政世論調査では、「食材を使い切り、食 べ物を残さないようにする」が半数にも満たないので、食べ切りの啓発を自 治会回覧や広報などで引き続き行ってまいります。さらに、直接廃棄の比率が高いことから、フードドライブなどの実施を呼びかけ、食品ロス削減の機 運を高めていきます。

次に、前回審議会時に、意識調査の実施の有無及びごみの分別について、 市民からの意見や要望などはないのかという質問をいただきました。意識調査としましては、平成29年度に市政世論調査を行いました。結果は次をごらんください。

市政世論調査において、「市が収集するごみの分別区分についてどのように考えているか」という項目で調査を行いましたところ、9割弱の方が、ごみの分別区分については「ちょうどよい」との回答であり、最も多くなっております。

こちらは、埼玉県内のごみの分別種類数と採用市町村数のグラフになります。 グラフを見ていただくとわかりますように、埼玉県内では、ごみの分別数は 15分別を採用している市町村が最多であります。本市も15分別を採用してお り、今後も引き続きごみの分別徹底の周知啓発を行いながら、ごみの減量化 及び資源化を図ってまいりたいと思います。

以上で、平成29年度越谷市一般廃棄物処理状況についての報告を終わります。 ありがとうございました。

- ○議長 ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。
- ○委員 では、1点だけいいですか。

ちょっとわからなかったところがあるので、教えてほしいんですが、リサイクル率が低いということは、他市に比べてリサイクルができていないというのが課題だということを言いたかったのか、それとも、灰溶融などのリサイクルをしていないから、越谷市さんはリサイクルが進んでいるのかということを言いたかったのか。それとも、もう一つは、廃プラスチックはリサイクルをしていないという話なんですが、その他プラは、大体みんな焼却処分をどこの市町村でもしていると思います。容器包装の場合は、ベール化して容器包装リサイクルのほうに出すので、プラスチックのリサイクルというのはどういうことをおっしゃっているのか、わからなかったので、その辺を、教えていただければありがたいかなと思います。

○事務局 それではお答えいたします。

まず、リサイクル率が低い要因というのは、委員のおっしゃるとおり、その他プラ等を含めた上で、ごみの分別、その辺の徹底がされていないという理由も一つあると思います。さらにおっしゃったように、焼却灰等の再生利用というんでしょうか、その辺が他市に比べれば劣っているということで、リサイクル率が低くなっている要因というふうに考えております。

廃プラ等につきましては、越谷の場合は、プラスチック、容器包装も含めますと、やっているものがペットボトルと白色トレーという形になっております。近隣でいきますと、そういう今おっしゃった、その他プラというんでしょうか、さいたま市等についてはそういうものも行っている。もしくは、容器というのはマヨネーズだとか、ケチャップだとか、そういう入れ物も行っているところもあります。その他プラの中でも、そういう容器包装に該当するようなものだけ行っているような所沢市さんとか、川越市さん、そういうところがありますので、その辺に比べると、それのプラスチック類のリサイクルというのが、若干他市に比べると少ないという形で、今現状のリサイクル率になっているという説明でございます。

- ○議長
 それでよろしいですか。
- ○委員 その他プラは、燃やしているということでいいんですね。
- ○事務局 その他プラと一般的に言われるようなものと、厳密なその他プラと多少違い があるとは思いますが、さっき言ったように、ペットボトル、白色トレー以外 のプラスチック類については全て焼却という形をとっております。
- ○委員 ペットボトルは、容器包装リサイクル法のほうに回しているということです かね。
- ○事務局 ペットボトルにつきましては、市の施設として、まとめてやる、こん包するような機械というのがないんですね、越谷市のほうには。それがないと協会経由のリサイクルができませんので、協会経由のリサイクルをしている会社のほうに資源として買い取っていただいて、国内で循環していただくという基本方針のもとで、そのような形でリサイクルのほうをしております。
- ○委員では、それはリサイクルにカウントされているわけですね。
- ○事務局はい。そのようにカウントしております。
- ○委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○議長すみません、私から質問。

そのリサイクルにカウントされているというのは、プラスチックの一部はそ

ういう業者に渡すことによってリサイクルしていると。それは、リサイクル率 に入っているんですか。

- ○事務局 今言ったように、ペットボトルにつきましては、そういう有価で売却して資源化されているという形でリサイクル。白色トレーにつきましては、協会経由で出しておりますので、それもリサイクルされているということで、リサイクル率に換算をしております。
- ○議長 食品包装物なんか、ちょっとこういうものはプラスチックですよというふう に別に出しているところありますよね、さいたま市なんかもそうですけど。本 市の場合はここを少し増やして、何かプラスチックのリサイクル率を上げるみ たいな予定は特にないですか。
- ○事務局 その辺が、いい言葉で言うと、費用対効果というんでしょうかね。その辺、現状で越谷市の場合ですと、今15分別という形をとっておりますけれども、さらにそのような形で1つ収集品目をふやすと、収集運搬費用だけで1億強の費用がかかる。さらに、こん包するような形、それ自体も委託のほうに出すという話になりますと、その辺で大体四、五千万ぐらいかかるという形で、そこをどこまで市民負担を求めるのか。全て税金で負担するというのは、はっきり言って無理な状況になってきますので、その辺はごみの削減量も含めた上で、リサイクルについてもさらに検討していくという形を考えております。
- ○議長 何でもかんでもリサイクル率を上げればいいというものではないと思います ので、わかりました。

そのほかに。

○委員 食品ロスの調査と、今後の施策の部分で質問ではないんですけど、意見、よ ろしいですか。

今後の施策のところに、使い切るということは大切ですが、エコ・クッキング教室というのが一番最初に出ているんですけれども、エコ・クッキング教室に来る人というのは多分すごく限られた人になると思うので、一番最後にあります直接廃棄をなくすためというのはすごく大切ですが、いきなりフードドライブといっても、フードドライブに持っていくには、多分4週間くらいの期間がないと持っていけないと思うので、やはり賞味期限・消費期限の誤解の普及啓発を徹底的にやるということのほうが大切なんじゃないかと思いますが、そこが全然出ていないものですから、それをして、同時にフードドライブじゃないかなと思うのですけれども。

○事務局 今の件も、委員がおっしゃるとおり、この辺のところもまだ啓発が足りない のかもしれませんが、ホームページ等では多少啓発しているんですけれども、 基本的には新たにちょっとこの辺も行っていきたいというところで、施策とし ては載せております。

おっしゃっているように、冷蔵庫の中身をチェックするだとか、そういうものが食品ロスの関係でいきますと、全国的な協議会のほうで、10月30日を「食品ロス削減の日」という設定をしていますので、その辺も含めて冷蔵庫の中のチェックをするだとか、そういうものについても、改めて啓発のほうを行っていきたいというふうに考えております。

- ○委員 すごく何か見るんですけど、フードドライブって、うちの近所で何かやって いるようなんですけど、どういうことなのか、ちっともよくわからないんです けど、どういうこと。
- ○事務局 簡単に言いますと、ご家庭で余っているというんでしょうか、買い過ぎてしまっているだとか、もしくはお中元だとか、お歳暮でもらっているような缶詰だとか、そういうものがあると思うんですね。そういうものを、余っているんであれば、それを足りない家庭、昔でいくと、福祉的な要素というのが強かったところもあるんですけれども、今はそうではなくて、要らないものを必要としている人に渡すという、ちょっと言い方があれですけれども、捨ててしまうものをなくすという観点で、行政等が行って、それを集めて、それを必要としている方があるので、フードバンクというようなところでやっていたりしますけれども、そういうところに提供して、有効活用していただくというものが一般的なフードドライブという観点になっています。
- ○委員 でも、そういうことって、全然みんなにわかるように説明されていないです よね。たまたま私が行ったところが、そういうふうに子ども食堂から、そうい うものに、その場所を提供してもらいたいということで、フードドライブを月 に何回かやっているということなんですけど、それに加盟なんかをしている人 が何件もいましたとかいう話を世間話的に聞いただけで、何をやっているかさっぱりわからない。だから、スーパーマーケットとか、コンビニとか、そういったところの食品とか、そういうのも持ち込まれているのかなと思っていたんですけど、もう少しPRしたほうがいいんじゃないですか。
- ○事務局 一応、市としてはまだ取り組みはしていないんですね、その辺は。一応、今年度中にはその辺の取り組み、広報、ホームページを通して市民の方に周知を

して、取り組みを進めたいというふうに考えております。

- ○議長 先ほどの委員の方、よろしいですか。
- ○委員 これからだから、導入していくということですよね。
- ○事務局 はい。
- ○議長 ほかに何か。

調理くずというのはどういう定義なんですかね。それと、例えば食べ残しと 調理くずは何か違うんですか。

- ○事務局 調理くずにつきましては、料理をする際に皮をむくだとかいうような形ですね。ちょっと見ばえが悪いところを、へただとか、そういうもの、大根でいうと、葉っぱの部分を取ってしまうという形のもの、その際に出てきたものが調理くず。食べ残しについては、出されたものを残してしまったものというのが食べ残しという形になりますので、調理くずについては、本来でいけば、さらにちょっと手間がふえますけれども、何かメニュー等考えていただければ、食べられるような形に調理できるようなものは調理くず、食べ残しについては、あくまでも余って残してしまったものという形になります。
- ○議長 それは、実際のごみを仕分けして、これは調理くずだ、これは食べ残しだみ たいにするわけですか、調査は。
- ○事務局 今回の調査の際は、そのような形で、中身についてチェックをしていただい たという形になります。
- ○議長 ありがとうございます。そのほかに何かご質問、ご意見。
- ○委員 今の調理くずのお話ですけど、あるシェフの方が、これはフランスで体験してきて、自分で考えたということで新聞に出ていたんですが、海外で、特にフランスとかイタリアでは、野菜くず、例えばニンジンのつけ根とか、葉っぱ、そういうのを全部あれして、スープにしているとか、そういうようなことが新聞に出ていました。

だから、その方のちょっとお話を聞きたいなと思って、市民大学のほうへちょっと企画をさせていただいているもんですから、提案したんですけど、そこまでまだ皆さん意識がいかなかったらしくて、でも、幸い今回食品ロスのことについて講座を、埼玉県の職員の方からお話しいただくという形になりましたけれども、だから、どうしても野菜のくずとか何かは、私なんかも、ちょっと捨てられないんですけれども、そういうのをうまく利用して調理できるんだ、

食べられるんだという意識を皆さん持っていただければ、食品ロスの量も少なくなってくるんじゃないかなと思います。ちょっと意見というか、気がついたことがあったもんですから。

- ○議長
 そのほかに。
- ○委員 すみません、たびたび。

このスライドの6枚目、リサイクル率の推移というところで肥料というのが あるんですね。この肥料というのは、これは落ち葉堆肥か何かのリサイクル率 になるんですか。それとも、生ごみか何かを集めてリサイクルされているのか。 ちょっとそこを教えていただければと思います。

- ○事務局 これにつきましては、東埼玉資源環境組合の堆肥化工場で、枝草のほうで行っているものになります。
- ○委員 これが、越谷市さんの部分の率になるんですか。
- ○事務局 そうです。越谷市として搬入した部分で堆肥になった量という形になっております。
- ○委員 平成23年と25年がゼロになっているんですね。これは何か、中休みしちゃったみたいな感じなんですか。
- ○事務局 これが、皆さんご存じのとおり、2011年、東日本大震災の際に、農水省のほうで堆肥化についての基準等が出されて、その辺の関係で、施設としての基準等がかなり厳しくなりまして、つくれなかった時期という形になります。
- ○委員 わかりました。ありがとうございます。 これは、今後なんですが、落ち葉じゃなくて、枝の堆肥化だけではなくて、 ここに生ごみを入れるとか、何かそういう考え方はないんですか。
- ○事務局 生ごみにつきましても、その他プラスチックと同じような形で、施設的な配置の場所というんでしょうか、若干、越谷につきましても、多少、都市化してきている部分があって、においが、今でもなくなったという形はとっていますけれども、実際近くに行くと臭ったりするような形があって、一つの迷惑施設的なものとして、廃棄物処理施設というのは市民の皆さんに受けとめられていますもんですから、どこに実際それをつくるというような問題のクリアも必要ですし、それを建てて、維持管理していくための費用、さらにはその運転コストも含めて費用的な面がどこまで税金で処理ができるのか、もしくはどこまで市民の方に負担していただくのかというところが、現在ではその辺の調整がついていませんので、今現在では、その辺については考えておりません。

○委員ありがとうございます。以上です。

○議長 そのほかにございませんか。

○委員 リサイクルといって、越谷市というか、東埼玉資源環境組合はサーマルリサイクルを売りにしてやっているので、そこら辺って、リサイクル率のこれは悪くないのかもしれないけど、そのために、さっきプラスチックのとか、つくると費用がかかるとかというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、これはこの5市1町の特性があるので、そんなに急には変えられないのかなと私は思うんですけど、それを5市1町で理解した上で進めましょうということでやるのかなと思ったりしました。

あと、それから食品ロスでしたか、それに使い切りって、調理する前のところで、そんなに全部丸ごと使えないような気がするんですよ、エコ・クッキングにしても。そこら辺で、もうちょっとそれをメーンに出されたら、ちょっと私何か嫌だなあと思って、嫌だなあといったらおかしいけれども。

フードドライブは、結構NPO法人で、県なんかでもやっているし、ここでも越谷でも、市が、行政がやっていないで、やっているところはあるので、ぜひそういうところを調べられて、ご協力できる方はぜひしていただければと。

ただ、賞味期限が切れたとかいうのはやっぱりあれだから、1カ月ぐらい前に持ってきていただければ、それを子ども食堂とか、あと、ちょっと食べるのに困っているといったら失礼だけれども、そういう方に配るとかというのがありますから、ぜひそこの辺も聞いていただいて、ご協力いただけるかと思います。よろしくお願いします。

○議長
質問は特になかったですか。

○委員そうです。私の意見というか、リサイクルに。

○議長 私も質問です。フードドライブで受け取るほうの方というのは、何かそうい うリストか何かがあって、ここに届けるみたいなのがあるんですか。

○事務局 他市で行っているのは、登録をしているような子ども食堂さんが主な引き渡し先となっておりますけれども、本市につきましては、登録しているかどうかというのはちょっとまだ調べていないので、わからないんですけれども、一応、子ども食堂として運営しているのが6カ所程度あります。そこと、あとフードバンク埼玉、さいたま市にあるところに確認したところによると、越谷市内に職員の方が住んでいる方がいらっしゃるらしくて、そこのところに通勤途中で寄っていただいて、持っていくことも可能ですよというお話をいただきました

ので、本来ですと、有料で配達してほしいということだったんですけれども、 その辺も可能だということでしたので、一応その辺は子ども食堂が必要なかっ た部分についてはフードバンクのほうに提供するだとか、その辺は臨機応変に 対応していきたいと思っております。

- ○議長そのほかに何か。
- ○委員 ちょっと不勉強もしれないんですけれども、東埼玉資源環境組合って、4市 1町でしたか。
- ○事務局 5市1町です。
- ○委員 このデータは、比率で越谷市さんのほうは出されているんだと思うんですけれども、さっき分別区分のお話があったんですが、ほかの4市1町の区分は、 越谷市さんとは違うんでしょうか。同じ区分で分別も、みんな5市1町同じなんでしょうか。
- ○事務局 5市1町それぞれ違います。
- ○委員 実はプラスチックのところが、さっきちょっと話題になったんですが、ほかの4市では、プラスチックの分別をやっているところもあるんですか。
- ○事務局 プラスチックにつきましては、ペットボトルをやっているところ、大半はやっているはずです。白色トレーについては、やっているところとやっていないところがあるはずです。
- ○委員 それ以外はないということ。容り法の実態からいくと、白色トレイの容り協会への全国の市町村からの委託量は400トン台と少ないです。
- ○事務局 その他プラについては、やっていないはずです。
- ○委員 5市とも。
- ○事務局 はい。
- ○委員そうですか。わかりました。
- ○議長 そのほかに。

ちょっと私のほうから、溶融スラグと焼却灰のところの表がありましたよね。 今、普通は焼却灰を溶融してスラグにするんですけど、越谷市では、それが 全部リサイクル率はゼロになっているので、ここのちょっと説明をお願いしま す。全部埋め立てているということですか。

○事務局 溶融スラグ的なものは、土壌改良みたいな埋め戻しだとか、インターロッキング等で昔は使っていたんですけれども、その辺が、市販のものがかなり安くなっているという状況で、そのような形で工事に使うというメリットがなくな

っているということで、溶融スラグ自体は利用量が減っています。

焼却灰については、そのままの形で、近くで代表的なところでいくと、埼玉県ですと、太平洋セメントさんがありますので、そちらのほうに搬入すると、セメントの原料として使ってリサイクルされるという形になりますので、そちらのほうに搬入したものについては、リサイクル率のカウントの対象になるという形になります。

- ○議長 越谷市としては、その焼却灰はどうしているんですか。
- ○事務局 それについても、一部事務組合、東埼玉資源環境組合で行っているもんですから、セメントのほうに持っていく費用対効果的なものもあって、コスト的にはちょっと割高というのも聞いていますので、ただ、ここのところ、若干一部そういうセメント原料化的なもののところでも、そちらのほうに最終的に持っていくというようなことも検討しているというのは聞いていますので、若干、今後その辺はふえていくのかなとは思っています。
- ○議長 焼却灰を溶融スラグにする。そういう工程はあるんですか。
- ○事務局 第一工場のほうに焼却灰をキレート処理して溶融スラグにするようなものは あります。
- ○議長 なかなかリサイクルに乗らないということですね。わかりました。ありがとうございます。

できるだけリサイクルに上げて、最終処分場の容積をなるべく減らさないよ うに努力していただければと思います。

そのほか、ございますか。

ないようでしたら、次の議題に。

 \bigcirc 委員 1点だけいいですか。

このサーマルリサイクルというか、サーマルエネルギーをつくっていらっしゃるんですが、それに関して、 CO_2 の排出量等は計算をされて、情報公開をされているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

溶融スラグなどもつくっていると、 CO_2 の排出量がすごく高くなるので、エネルギーをつくっても、 CO_2 の排出量も高いということになると、温暖化対策の実行計画にかかわってくるので、ちょっとそこのことを教えてください。

○事務局 こちらのほうは、東埼玉資源環境組合のほうで溶融スラグをつくるための灰溶融炉ですとか、焼却灰を燃やすための焼却炉を持っておりまして、その組合の中で温暖化の実行計画をつくっております。その中で、やはり温暖化の防止

を進めていきたいということでCO₂も計算しておりますので、そちらのほうと越谷市も連携をとりながら、温暖化の防止等にも努めていきたいと思っております。計画については、情報公開されています。

○議長 そのほかにございますか。

それでは、次の議題に行かせていただきたいと思います。

次の報告2.一般廃棄物処理手数料について、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、一般廃棄物処理手数料についてご報告させていただきます。

まず、越谷市の一般廃棄物処理手数料ですが、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の第13条に基づき、し尿、粗大ごみ、その他の廃棄物の処理手数料を徴収しております。

こちらは、し尿処理手数料の現状となります。

まず大きく分けて、毎月一定の料金が発生する定額制と、くみ取り量に応じて料金が発生する従量制がございます。基本的に、一般家庭は定額制、事業所などは従量制となります。定額制については、便槽の種類、世帯人数に応じて、一月の料金は定額となっています。従量制については、表のとおり、18リットル170円となっています。

こちらは、し尿処理手数料の推移となります。平成元年以降の手数料の推移となっておりますが、平成10年までの間、毎年少しずつ増額しております。なお、平成10年以降の改定はなく、先ほどご説明した手数料となっております。

こちらは、粗大ごみ処理手数料の現状になります。平成21年度9月に手数料金額の単純化とシール化を導入し、現在の金額に変更しております。なお、粗大ごみは、直接持ち込みの場合は、スプリング入りマットレスを除き無料となりますが、収集運搬を依頼するときに400円の手数料が発生しております。また大きさによって、800円、1,200円と段階的に設定されております。

こちらは、平成21年に改定する前の粗大ごみ手数料となります。当時は、10キログラム100円から2,800円まで28段階の料金設定としておりました。先ほども申し上げたように、手数料金額の単純化とシール化に伴いまして、先ほど説明した現在の手数料となりました。

こちらは、そのほかの廃棄物の処理手数料となります。事業所から排出される不燃ごみ(缶・瓶・木製家具など)をリサイクルプラザに搬入する際に、現状は10キログラムにつき100円の手数料を徴収しています。また参考としまして、事業所から排出される可燃ごみは、東埼玉資源環境組合に搬入する際に、

10キログラムにつき210円の手数料を徴収しております。可燃ごみの手数料に比べ、低額の料金設定となっていますのが課題となっております。

こちらは、事業系ごみ処理手数料の推移となります。事業系ごみの不燃ごみの処理手数料は、平成3年に100円に設定して以降は改定をしておりません。

また可燃ごみは、平成16年に210円に設定して以降は改定をしておりません。 なお、可燃ごみにつきましては、搬入先である東埼玉資源環境組合において決められております。

ここからは、他市一般廃棄物処理手数料の現状についてご説明します。

こちらの表は、ほかの市町のし尿処理手数料一覧となります。多くの自治体が、越谷市と同様に普通世帯では定額制、事業所では従量制を採用しています。 他市と比較しますと、普通世帯の定額制のところを参考に見ますと、本市は 若干高いほうの料金設定となっています。

こちらは、ほかの市町の粗大ごみ処理手数料の現状となります。近隣他市の 状況を見ていただきますと、平均500円前後の処理手数料となっております。

こちらは、ほかの市町の不燃ごみ等処理手数料一覧表となります。本市は、 近隣他市と比較しても処理手数料は低額であり、それが課題となっております。

また、先ほど説明した手数料には、消費税は含まれておりません。来年、平成31年10月に消費税が10%に改定される予定でございます。消費税改定に伴いまして、先ほど説明させていただきました一般廃棄物処理手数料について、今後の審議会において、審議いただければと考えております。

ご清聴ありがとうございました。

○議長どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

先ほど、可燃物と不燃物のごみ処理手数料のグラフがありましたが、どうして不燃物の処理手数料は、ずうっと随分昔から一定なんでしょうか。何か理由があるんですか。

○事務局 この辺が、明確な理由というのは、ちょっともう30年近く前なので、定かではないところもあるんですけれども、一つとして、可燃物については東埼玉資源環境組合のほうの手数料になっています。

こちらにつきましては、東埼玉資源環境組合自体は費用の積算等をした上で 料金を改定しております。その際に、主に値上がっている段階というのは、施 設の更新等をしている段階で値上げをしております。本来でいけば、本市につきましても、今の現状のリサイクルプラザ自体も、平成18年から資源化施設のほうが運転をしておりますので、その際が一つの見直すタイミングだったのかもしれませんが、見直しをしておりません。

ちょっと表にもありましたけれども、近隣他市自治体で、料金が低額だったところがあったんですけれども、本来でいけば、バランスとしては可燃ごみと不燃ごみ、それぞれ事業系の手数料になっていますので、同額というのが、本来でいけばあるべき姿なのかなと思いますけれども、そこまで市としての積算というんでしょうか、費用に係るところ、処分費について、どこまでそこに負荷をかけていくべきかというところまでは検討していない状態でしたので、他市の状況を見据えた上で据え置きをしておりました。

前回の5年ぐらい前の審議会で、料金の改定を諮った経緯があります。その際には、料金改定をするに当たって、ごみの減量を求めるのが一つの要因となっておりました。その時期に、地元に対する交通量の規制等もありますので、搬入自体を予約制にしたんですけれども、その際に、ごみの減量化が、かなり図られたものですから、不燃物につきましては料金の改定は時期尚早ではないかというのが審議会のほうでも議論されまして、見送った経過がございます。

- ○議長
 それは何年ですか。
- ○事務局 平成24年か25年の審議会ですね。
- ○議長 わかりました。ありがとうございます。そのほかに何か。
- ○委員 その関係なんですが、東埼玉資源環境組合のごみの処理手数料が安いという ことで、5市以外から事業系のごみを持ち込んでいるというようなことはあり ますか、現実的に。
- ○事務局 基本的にはどこも一緒だと思うんですけれども、一部事務組合でやっておりますから、それぞれの5市1町で許可をされた車両しか入れなくなっております。ですので、その車両以外のものが入るということはできませんが、当然、広域で行っている許可業者というのがありますので、そこに他市のものをまぜ込んで入れてしまうということが、費用として、そっちのほうが安くなるのかどうかわかりませんが、もしそういうことまでやってしまう業者がいるということであれば、ないとは言えませんが、基本的には許可をされた車両しか入れませんので、そういうことはないというふうに考えております。

- ○議長
 そのほかに何かご意見、ご質問はありませんか。
- ○委員 ごみ処理手数料ですけど、これは事業系ごみを集めているところで、事業者 にいただいているわけですか。
- ○事務局 こちらにつきましては、それぞれリサイクルプラザと第一工場に搬入した業者のほうが支払っている金額になります。
- ○委員 それの事業系ごみの場合とかは、搬入業者というか、収集業者が個々に料金 設定とかをされているんですか。
- ○事務局 それは、各事業者と収集業者のほうが契約をしておりますので、一律この金額ですというものはないです。ただ目安として、可燃ごみでしたら、東埼玉に入れる場合は10キロ210円がかかりますので、当然それ以上の金額の料金設定はしていると思います。
- ○委員わかりました。
- ○議長
 そのほかに。

この不燃物は、他市に比べてもかなり低額なんですけど、これは改定の予定とかあるんでしょうか。

○事務局 一応、先ほど説明する者から話がありましたが、この審議会の任期中に審議 いただければと思います。

この手数料、使用料につきましては、基本的には全額利用者負担というのが市の方針としてございますが、現状で一番高い割合のものが粗大ごみの収集運搬手数料になってきますけれども、こちらにつきましても、基本的には処分費ではなくて、収集運搬だとか、そういう手数料に係るものの半額、2分の1程度が前々回の審議会の中で示されておりましたので、基本的には、そのような形で行っております。

ですので、市民の負担割合というんでしょうか、その辺が、どの辺が妥当なのかということになります。今、粗大ごみにつきましては、直接搬入していただく分については無料となっております。100%にすると直接搬入が増えるかもしれませんが、ただ、粗大ごみの収集運搬で3万件程度の収集運搬がございますので、これが全て直接搬入できるかという話になりますと、規模的にもちょっとそれだけの車、毎日500台近くの車があそこに入ってくるということ自体がちょっと不可能ですので、そういう観点も含めた上で、100%そのまま負担していただくのが妥当なのか、そうではなくて、5割よりも若干上乗せしたほうがいいんではないか、もしくは費用対効果として半分程度で、先ほど言っ

たように、消費税が10%になる段階で、調査をかけた段階で、どこの市町村でも消費税というのは改めて取っているというふうに明言できるような市町村は100%ではなかったんですね。越谷市についても、取っているというふうには考えていませんので。ただ、その際には、消費税というのは取るべきではないかというふうに国のほうから示されておりますので、その辺の点も含めて、消費税を賦課するという方針で、さらには負担割合というのが、どの辺が適当なのかというのをご審議いただきたいというふうに考えております。

(「事業系の100円は」と言う人あり)

○事務局 事業系の100円については、さっき言ったように、リサイクルプラザの事業 系の搬入に係るものの処分費というものが今、現状で明確に積算できないんで すね。収集を委託しているわけでもないので、そうすると、処分費というのは どこまで、単純に入ってきているものの量だけでやってしまっていいのか、そ こをさらに処分したものの割合、直接そんなに手間をかけなくても、リサイク ルに回せるものというのも当然ありますので、その辺のところまで、どこまで の比率で積算して費用を計算するのかというところが、現状としてまだ固まっていないので、今の割合がどのくらいなのかというところが明確に出せないと ころがあります。ただ、審議会に諮る上では概算でもその辺のところは出した 上で、事業者さんに負担していただく割合、当然事業者さんが出したものが、許可業者が収集運搬をして搬入してくるわけですので、収集運搬業者の割合の 負担ではなくて、排出する事業者さんの割合が、どのくらいが適当なのかというところも含めて、その辺は改めて積算をしてお示しをしたいというふうに考えております。

○議長わかりました。

ただ、そんなに不燃ごみの処理費用というのは、積算は難しいものなんですか。一応何かの処理をしているわけだから、何か費用のあれは出そうな気がするんですが。

○事務局 処分費用になりますので、人件費等も含めた上で、あと機械を回すラインというのが3系統ほどありますので、不燃ごみだとか、缶だとか、粗大ごみもやっていますので、木製の家具についてもこの中で受けたりしていますので、その配分というんでしょうか、割合を、当然一般家庭から収集したものも含めて全部処理をしていますので、単純に重さだけで構わないのかというところも含めて計算が、明確には出せないという状況です。

○議長 わかりました。ありがとうございます。
 そのほかに何かご意見はありませんか。よろしいでしょうか。
 それでは、報告2についての質疑を終了いたします。
 1についても、何かまだご意見ありますか。よろしいでしょうか。
 それでは、その他に移らせていただきたいと思います。
 何かその他について、事務局からございますでしょうか。

○事務局 一応、先ほどの説明の中でもお話しいたしましたが、次回以降につきましては、この一般廃棄物の処理手数料につきまして、この審議会のほうに諮問をさせていただいて、さっき言ったような形で、市民の負担割合というんでしょうか、その辺がどのあたりが適当なのかというところをご審議いただいて、答申をいただくという形まで、何回かかけてご議論いただきたいと思っております。その際は、改めてまた会長、副会長とも協議をさせていただいて、日程等を詰めさせていただいて、改めて、その際には皆さんのほうにまたご連絡を差し上げるという形になるかと思います。以上です。

○議長どうぞ。

- ○委員 今の市民負担の適正な比率はどこかというお話は、なかなか資料を見てもわからないんですけれども、他市との数字の比較はあるんですけれども、負担度の比較という表があれば、次回お示しいただければ、少し判断できるかなあと思います。難しいかもしれませんけど。
- ○事務局 それにつきましても、近隣を含めて、もし明確にお答えいただけるんであれば、お示しはしたいと思います。多分その辺についても、ある団体によっては、近隣と同程度の金額という形で、市民負担割合までは求めていませんよというところもあるかと思いますが、できれば、その辺も検討していただきたいと思っていますので、できるだけそのような情報というのは収集をして、皆さんのほうにお示しできる分についてはお示ししたいと思っております。
- ○委員 その場合、市民というのは市民で、事業者というのは事業者で、別建ての話で比較するようになるんでしょうか。その辺がよくわからなくてね。
- ○事務局 事業者につきましては、市で賦課しているものは、先ほどいったし尿の手数料等ですね。あと、その他不燃ごみのほうのものになりますので、それぞれ負担割合としての考え方は同じなのかなと思います。ただ、負担割合が同じでいいかどうかというものについては、皆さんの中で議論していただければと思います。

- ○議長 ご質問の意味は、市民の負担というのと事業者の負担というのは別物ですか ということですかね。市民といったときに事業者も入るのか、一般の普通の方 だけなのかということで。
- ○事務局 今言ったように、手数料を支払う対象がそれぞれ違いますので、厳密に言うと、市民というと本当の市民ですね。事業者というのは事業を行っている人。 この場合については、そのような分け方として考えております。
- ○議長 よろしいでしょうか。
- ○委員 ちょっといいですか、質問。

手数料なんですけど、国から何か指標、指針とか、ガイドラインとか、そういう考え方について何か示されているものってあるんですか。それぞれ各地方自治体でそういう考え方を整理して、手数料を定めたらいいというふうになっているんですか。ちょっとそこを教えていただければと思いますが。

- ○事務局 基本的には、先ほど言ったように、国のほうも、利用料についてはそれぞれ 利用する方に負担していただくのが適当だというような話がありますけれども、 文書として、それが明確に出されているかという話になると、現状で、古いも のだとあれですけれども、最近ではそういうものは見たことがないです。
- ○議長 よろしいでしょうか。そのほかに何か。
- ○委員 事業系のごみの受け入れですよね。事業者も税金を払っている、市民の方々も税金を払っている。事業者の方々に、その処理費用の負担を増額させると、またその事業者が、費用がかかって、事業活動に影響が出るというようなことをおっしゃる事業者もいます。なので、事業者も税金を払っている中で、どういうふうに処理費用を設定するのかというのは、非常にそこは難しい問題なんじゃないかなというふうに思います。

ですので、事業者の方々にもちょっとヒアリングされて、どの程度今お払いになっているのか。それから収集運搬の事業者にも、どれくらいよそは払っているのかとか、そういうちょっとヒアリングをされたらいいのではないかなというふうには思います。以上です。

- ○議長 ご意見、いかがでしょうか。
- ○事務局 そのような形でできるものについては対応させていただきますし、一応事業 系という形ですので、どこの市でも一緒ですけれども、取り扱うのは一般廃棄 物という形になりますので、実情を言えば、事業系の不燃ごみというのが一般

廃棄物であり得るのかどうなのかという話も出てきますが、本市としては、従業員さんが飲み食いをしたような缶だとか、瓶だとか、そういうものについては、一部の自治体では、それ自体、産廃として、一般廃棄物ではないということで、受け入れ自体していない、もしくは、そういうものを施設に持っていないというところもございますが、本市としては、そういうものについては一般廃棄物で受け入れています。

さらには、事務系、木製の事務系で使うような机とか、ロッカー、木製のものであれば、それは一般廃棄物として考えていますので、そういうものを受け入れておりますので、若干、他市とは違うというような分もありますので、そのもの施設自体を持っていない、もう全て産廃だと考えて、そういうものは受け入れないというところもありますが、ただ、一応そういうこともやっている自治体、近隣にもありますので、その辺は確認できる範囲ではさせていただいて、わかったものについては随時情報提供させていただきたいと思います。

○議長よろしいでしょうか。

- ○委員 先ほど、食品ロス削減のところで3つあったんですが、あれは、そうすると 来年度から実質、もう少し具体的にこういうことをやるというふうな計画が出 てくるということなんでしょうか。
- ○事務局 一応ちょっとふれましたけれども、今年度中には全てフードドライブ、あと 冷蔵庫の中身の啓発云々、そういうものについては、今年度中には着手はした いと考えております。
- ○議長 それでは、今のは最初の報告についての質問でしたけど、そのほかにございませんか。

ないようでしたら、これで終了してもよろしいでしょうか。

最後、ちょっと一言私のほうからお願いというのか、事務局に、先ほどこの 審議会が始まる前にお願いしたんですけど、例えば今回の審議会で、皆さんからのご意見とか、ご質問とか、課題とか、そういうものが幾つか出て、ここで直接回答できなかった場合には、次の審議会で必ずその何項目かについて、こういうふうに市は検討していますとか、こういうふうに対応しますとか、そういうことを一応報告していただければ、私たちもよくわかるので、次の会議のときに、一番最初にそれを、何項目かあれば、ちょっとお手数ですけど、その辺をほかの審議会にもお願いしているので、よろしくお願いします。

それでは、きょうはこれで議長の任を解かせていただきますので、事務局の

ほうにお返しします。よろしくお願いします。

○司会ありがとうございました。

それでは、議事が終了しましたので、傍聴の方は、ご退席のほうをよろしく お願いいたします。

(傍聴者 退室)

- ○司会 それでは、最後に審議会の閉会に当たりまして、堀井副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。
- ○副会長《副会長挨拶》
- ○司会ありがとうございました。